

# きたしんファミリーサポート定期積金

預・30

平成28年5月1日現在

商品名 (愛 称)	きたしんファミリーサポート定期積金
ご利用いただける方	・個人。原則、1人1契約に限ります。
取扱期間	・現在新規のお預かりはしておりません。
期 間	・5年のみ
預 入 (1) 預入方法 (2) 預入金額	・毎月一定日にお預け入れいただきます。 ・毎月10,000円
募 集 額	・総額5億円 ※募集の残額につきましては、最寄りの営業店までお問い合わせください。
払戻方法	・満期日以後に一括して給付契約金を支払います。
利 息 (1) 適用金利 (2) 給付補填金の支払方法 (3) 計算方法	・固定金利 ・契約日の店頭表示の利率「年利回り」を満期まで適用します。 ・給付補填金は満期日以後に一括して支払います。 ・給付補填金は付利単位を1円とし、契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算します。
税 金	・お客様に支払われる給付補填金は、20.315%（所得税及び復興特別所得税15.315%、地方税5%）が源泉徴収され、源泉分離課税となります（なお、マル優は利用できません）。
付加できる 特約事項	・普通預金及び当座預金からの自動振替による受入れができます。
中途解約時の 取扱い	・満期日前に解約する場合は、次の①、②の期限前解約利率により利息相当額を計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。 ①初回払込日から解約日までの期間が1年未満の場合 解約日の普通預金利率 ②初回払込日から解約日までの期間が1年以上の場合 約定年利回り×50%（ただし、解約日における普通預金利率を下限といたします）。
金利情報の 入手方法	・金利は店頭の電子掲示板または窓口へご照会ください。
苦情処理措置・ 紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情は、当金庫営業日に、営業店または本部事務管理部（9時～17時、電話：0120-778-211）にお申し出ください。 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記事務管理部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。 また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛

<p>苦情処理措置・ 紛争解決措置</p>	<p>争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫事務管理部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</p>
<p>付帯サービスについて  (1) サービス提供者  (2) サービス提供者との契約者  (3) サービス利用者  (4) サービス利用開始日時  (5) サービス利用終了日時  (6) サービス概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ライフサポートサービス リゾートソリューション（株）（以下「リソル」という。）</li> <li>・健康関連サービス ティーペック（株）（以下「ティーペック」という。）</li> <li>・信金中金</li> <li>・きたしんファミリーサポート定期積金契約者及び配偶者の二親等以内の親族とその同伴者まで利用可能。 ただし、サービス利用の申込みは、原則契約者本人に限ります。</li> <li>・定期積金契約日の属する月の翌々月の1日の0時。</li> <li>・定期積金満期日または中途解約日の属する月の末日の24時。 掛込みが遅延した場合であっても、サービス利用終了日時は上記のとおりとなります。定期積金が繰延満期の扱いとなっても、サービス利用終了日時を繰り延べることはできません。</li> <li>・ライフサポートサービス ホテル・旅館・保養所・ゴルフ場等のリソル直営施設を中心としたリゾートメニューなどの割引提供。</li> <li>・健康関連サービス ティーペックによるセカンドオピニオンサービス、24時間電話健康相談サービス、糖尿病臨床医紹介サービス及び軽度認知障害スクリーニングテストの無料利用。</li> </ul>
<p>その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・払込みが遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べるか、または約定年利回り（1年を365日とする日割計算）の割合による延滞利息をいただきます。</li> <li>・満期日以後の利息は、解約日における普通預金利率により計算します。</li> <li>・預金保険機構の付保対象預金です。詳細につきましては、店頭に掲示の「預金に関する重要事項のお知らせ」もしくは「預金保険制度」のポスターを参照願います。</li> </ul>

北 群 馬 信 用 金 庫